酒類業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

制定 令和2年5月29日 (最終改正 令和5年1月18日)

1. はじめに

令和2年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」が発出されたが、酒類業(酒税法に規定する酒類製造者及び酒類販売業者が行う事業)については、政府からの要請を踏まえ、事業を継続し、生活に欠かせない飲食料品の製造・販売や手指消毒用エタノールの供給不足に対応するため高濃度エタノール酒類の製造・販売を行うなど、酒類の生販三層(酒類製造者、酒類卸売業者、酒類小売業者)が一体となって対応してきたところである。

こうした中、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(以下「専門家会議提言」という。)においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところ。

さらに、同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和4年9月8日変更)(以下「基本的対処方針」という。)においては、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされた。

なお、緊急事態宣言が解除され、今後は一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済レベルを引き上げて行くこととなるが、その場合において、「新しい生活様式」の定着や当該ガイド

ラインの実践等が重要となる。

以上のことから、今般、酒類業組合等9団体(※)で構成する「酒類業中央団体連絡協議会」において、「酒類業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)を定めるものである。

※ 構成団体

日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、ビール酒造組合、

日本洋酒酒造組合、全国卸売酒販組合中央会、全国小売酒販組合中央会、

日本ワイナリー協会、日本洋酒輸入協会、(一社)全国地ビール醸造者協議会

本ガイドラインは、政府の基本的対処方針や専門家会議提言等を踏まえ、酒類 事業者が行う新型コロナウイルス感染予防対策に関し、基本的考え方と具体的 な対策について、整理したものである。

酒類事業者は、事業や施設の規模を含め様々であることから、各酒類事業者においては、本ガイドラインを活用し、個々の状況に応じた対策を講じることにより、新型コロナウイルスの感染予防に向けた取組を推進していただきたい。

2. 基本的考え方

酒類事業者は、酒類製造場及び酒類販売場等における感染防止対策の取組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の酒類製造場等の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずることが重要である。

また、オミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる必要がある。(オフィス、休憩室等はもとより車輌内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、マスク着用、会話を控える等の工夫。)具体的には、「3講じるべき具体的な対策」を参照ください。

なお、事業を継続していく上では、従業員の健康と安全・安心の確保が不可欠である。

このため、本ガイドラインにおいては、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施に加え、1密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、2密集場所(多くの人が密集している)、3密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(以下「三つの密」という。)を避けるための取組みが必要であることを踏まえ、酒類業の規模や施設の配置の実情に応じて実施する際に参考とすべき取組みを例示し、指針として示している。

また、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとし、従業員の感染

予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示している。

なお、酒類製造者においては、令和2年6月1日より制度化されたHACCPに沿った衛生管理が、新型コロナウイルスの感染予防にも効果的であることから、確実な取組みを行う。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・ 従業員に対し、ワクチン接種を強要することはせず、その意義と位置づけを 周知啓発する。
- ・ 従業員がワクチン接種を受けやすいよう、ワクチン接種の当日やその後に副 反応の見込まれる日については、あらかじめシフト調整、休暇付与などにより、 職場にける環境を整備する。

(2) 健康確保

- ・ 従業員に対し、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握するよう促す。
- ・ 出勤前に、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励し、自宅療養させる。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じ抗原定性検査キットを利用できるように、検査を受けやすい環境を整備する。抗原定性検査キットでの検査結果が陽性であった場合には、各自治体に設置されている健康フォローアップセンター等への健康観察を勧める。ただし、65歳以上の者や65歳未満の重症化リスクのある者へは、従前どおり医療機関への受診を勧める。
- 抗原定性検査キットは、薬事承認されたもの(その他の抗原を同時に検出するものを除く。)を使用し、その使用、保管については説明書等をよく確認する。
- 事業者は、本人の同意を得た上で検査を管理する従業員を定め、検査の実施 に関する研修を受講させ、管理者名簿を作成し、保存する。なお、医療関係資 格を有する者がいる場合にはその者による管理を検討する。
- ・ 重症化リスクの高い者は、管理する従業員が不在や抗原定性検査キットの実施に時間を要するなどの事由によって医療機関の受診が遅れることがないように留意する。

※ 職場における検査を行う場合については下記事務連絡を参照。 厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順(第3版)

について」(2022年10月19日)

https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf

本連絡先で購入可能とした抗原定性検査キットの一覧表は以下を参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針*などを参考にする。症状が消失しない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
 - ※ 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など

(3) 通勤

・ テレワーク (在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション勤務 (就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態や通勤方法の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。

(4) 勤務

- ・ 従業員同士が対面で長時間会話を行う場合等、比較的感染リスクが高まる状況のときは、1~2メートルを目安に一定の距離を保つ。
- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、手洗い場はもとより、 入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を配置する。
- ・ 従業員に対し、勤務中のマスクの的確な着用(品質の確かな、できれば不織布を着用)を促す。(正しいマスクの着用法については、例えば厚生労働省 H P 「マスクの着用について」参照。)特に、複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程や十分な換気の得られない環境では、これを徹底する。

ただし、人との距離を十分確保できる場合において、会話がなく感染リスクが低いなど、その状況に応じてマスクを外すこともできる。

- ・ 小声での会話や職場の室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましいこと、大声を出すことを控えるよう周知・掲示を行う。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置する。仕切りのない対面の 座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(そ の場合でもできるだけ1~2メートルを目安に距離を確保するなどの対策を 検討する)。

- 必要な換気量の確保のため、機械換気による常時換気を行う。なお、定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要である。
- ・ 機械換気が設置されていない場合は、窓開け換気を行う。また、2方向の窓を開けると換気効果が大きく、外気条件や室内環境に配慮して換気方法を選択する必要がある。なお、室内環境の目安は、温度18℃~28℃、相対湿度40%~70%が望ましい。
- ・ 長時間対面で会話する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで仕切りをする。ただし、エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないようパーティションなどの仕切り設備の設置位置に留意する。
- 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、感染リスクが低い移動手段の選択に努める。
- 会議やイベントはオンラインで行うことを推奨する。
- 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、積極的な換気を行うことに留意する。また、椅子を減らしたり、机などに×印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する(その場合でもできるだけ1~2メートルを目安に距離を確保するよう努めるなどの対策を検討する)。
- 対面の社外の会議やイベントなどに参加する場合、マスクを着用するなど十分な感染予防対策を行うことに留意する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン*などを参照し、 労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- シフト勤務者のロッカーをグループごとに別々の時間帯で使用することなどにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。
- 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- 工程ごとに区域を整理(ゾーニング)し、従業員が必要以上に他の区域と往来をしないようにする。また、一定規模以上の製造事業場などでは、シフトをできる限りグループ単位で管理する。
 - ※ 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」

(5) 休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品(テーブル、椅子など)は、定期的にアルコール清拭により消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 休憩・休息をとる場合には、できる限り1~2メートルを目安に距離を確保 するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペー スの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- · 特に屋内休憩スペースについては、利用人数に応じたスペースの確保や、常 時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースで飲食する場合は、飲食用に感染防止策を行ったエリア

を設置する。

食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り1~2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮するとともにマスクを外した状態での会話は行わない。

(6) トイレ

- ・ トイレは定期的に換気、清掃及び消毒する。また、汚れたときはその都度ア ルコールで清掃する。
- 共通のタオルを避け、製造ライン以外では従業員に個人用タオルを持参して もらう。

(7) 設備・器具

- ・ 生産設備の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、 定期的にアルコールで消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、個人 別の専用手袋などを装着して作業にあたる。
- 個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有 する器具については、定期的にアルコールで消毒を行う。
- ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、 共有のテーブル・椅子などの共有設備については、適時、洗浄・消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクを着用し、作業後に手洗いを徹底する。
 - ※ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。
- ・ 必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし 1000ppm以下を維持することを推奨する。HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も検討する。

(8) オフィス (酒類製造場・酒類販売場等を含む) への立ち入り

- 取引先等を含む外部関係者の立ち入りは、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。
- ・ オンラインでの名刺交換や電子マネー等非接触決済の導入など、対面時の接触回避に努める。

(9)催物(イベント等)の開催

- ・ 催物(イベント、会議、研修等)の開催については、政府の開催制限(参考 令和4年11月25日付内閣官房新型コロナウイルス対策推進室事務連絡)を踏ま え、十分な感染予防策を講じることが可能か検討する。
- ・ 開催にあたっては、都道府県による人数上限や収容率の要件及び感染防止 策の注意喚起に従い、確実に別紙に掲げる感染防止策を講じる。

(10) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、新型コロナウイルス感染症対策分科会が発表している「感染リスクが高まる5つの場面」を周知するなどの取り組みを行う。
- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に 配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で 差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のため の十分な配慮を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症にみられる症状(発熱や鼻水・くしゃみ・咳・味 覚・嗅覚障害)を含め体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性が ある場合、あるいは、同居家族が感染した場合、事業所への出勤は避けるよう 指導する。
- ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。
- ・ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談 センター等の相談・案内等を行うとともに、厚生労働省HPの「新型コロナウ イルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」等を参照す る。

(11) 感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業 員に自宅待機させることを検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定・公表されることがないよう留意する。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの 取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・ 事業所内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。

(12) その他

- 自社飲食部門または関連する飲食店については、外食業の事業継続のための ガイドラインを遵守する。
- 取引先等企業も同様の取り組みを行うことが望ましく、取引先飲食店に対してガイドラインの遵守等を勧奨する。
- ・ 保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。また、「3 つの密」を回避する等の感染防止策が明らかに不十分と思われる取引先飲食店を把握した場合には、所属する酒類業団体や税務署等へ当該飲食店の情報を共有する。

4. おわりに

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの普及などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成しており、今後も、感染症の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

(以上)